

お客さま 各位

大阪商工信用金庫

キャッシュカードの1日あたりのご利用限度額の引下げ および振込ご利用制限の条件変更について（特殊詐欺被害防止対策）

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、ご高齢のお客さまを狙い、警察官や銀行協会を名乗ってキャッシュカードと暗証番号を盗み取る「キャッシュカード手渡し型の特殊詐欺被害」が多発しています。

こうした詐欺被害を防止するための対策として、**70歳以上のお客さまにおけるキャッシュカードの1日あたりのご利用限度額を、30万円に引下げ**させていただきます。

また、2017年5月より**70歳以上のお客さまにおけるキャッシュカードによるATM振込を一部制限**させていただきます。（具体的には、3年以上キャッシュカードによる振込みをご利用されていない口座については、ATM振込ができません。）

この制限について、**ご利用されていない期間を3年から1年に変更**させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対策となりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

70歳以上の個人のお客さま

以下の（1）～（3）のお客さまは対象外となります。

- （1）取引店が「まいどおおきに支店」のお客さま
- （2）ご利用限度額（支払限度額、振込限度額）を変更されている口座
- （3）営業性個人のお客さま

2. 被害防止対策の内容

（1）キャッシュカードによる 1日あたりの利用限度額	30万円 （現金出金、ATM振込、ATM振替、デビット利用を含みます）
-------------------------------	--

- * 1. 70歳を迎えられた月の翌月より、自動的に引下げられます。
- * 2. 1年以上他金融機関・コンビニATMでの出金をご利用されていない口座は他金融機関・コンビニATMでの出金を伴うご利用限度額は5万円です。
- * 3. 他金融機関ATMご利用時の出金限度額について
他の金融機関のATMをご利用される場合、出金限度額は「当金庫ATMの限度額」と「他金融機関ATMの限度額」のうち、低い方が適用されます。

【例】

- ・当金庫ATMの限度額が30万円、他金融機関ATMの限度額が5万円の場合→5万円が限度額になります。
- ・当金庫ATMの限度額が30万円、他金融機関ATMの限度額が50万円の場合→30万円が限度額となります。

（2）キャッシュカードによる 振込限度額	1年以上キャッシュカードによる振込みをご利用されていない口座 は、振込限度額0円
-------------------------	---

【例】

- ・最後のキャッシュカードによる振込みが2025年2月21日の口座について、2026年1月21日に振込み
→キャッシュカードでお振込みできます。
- ・最後のキャッシュカードによる振込みが2025年1月29日の口座について、2026年3月6日に振込み
→キャッシュカードではお振込みできません。

3. 引下げおよび変更開始日

2026年1月20日(火)

◎ 限度額の引上げをご希望されるお客さまは、営業時間内に窓口へお申し付けください。

【ご持参いただくもの】

キャッシュカード、お届印、本人確認書類（個人番号カード等）

以上